

## 那覇市立学校職員のセクシュアル・ハラスメント防止に関する要綱

令和3年3月12日学校教育部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の利益の保護及び職員の勤務能率の発揮を目的として、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 職場における他の者を不快にさせる性的な言動及び職場外における他の職員を不快にさせる性的な言動をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメントに起因する問題 セクシュアル・ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けることをいう。

(学校教育課の責務)

第3条 学校教育課は、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する施策についての企画立案を行うとともに、学校長がセクシュアル・ハラスメントの防止等のために実施する措置に関する調整、指導及び助言に当たらなければならない。

(学校長の責務)

第4条 学校長は、職員がその勤務能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

- 2 学校長は、ハラスメント防止等に関して職員が認識すべき事項についての指針(令和2年8月24日市長決裁)の周知徹底を図らなければならない。
- 3 学校長は、職員が他の那覇市立学校に属する職員(以下「他校の職員」という。)からセクシュアル・ハラスメントを受けたとされる場合には、当該他校の職員の学校長に対し、当該他校の職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該他校の職員に対する指導等の対応を行うよう求めなければならない。
- 4 学校長は、職員が他校の職員へセクシュアル・ハラスメントを行ったとされる場合において、当該他校の職員の学校長から職員に対する調査又は対応を

行うよう求められたときは、これに応じて必要と認める協力を行わなければならない。

- 5 学校長は、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

(職員の責務)

第5条 職員は、セクシュアル・ハラスメントをしてはならない。

- 2 職員は、前条第2項の指針を十分認識して行動するよう努めなければならない。

(研修等)

第6条 学校長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

- 2 学校長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施しなければならない。
- 3 学校教育課は、学校長が前2項の規定により実施する研修等の調整及び助言に当たるとともに、自ら実施することが適当と認められるセクシュアル・ハラスメントの防止等のための研修を計画し、その実施に努めるものとする。この場合において、特に、新たに職員となった者にセクシュアル・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させること並びに管理職に対して、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関しその求められる役割及び技能について理解させることに留意するものとする。

(苦情相談への対応)

第7条 教育長は、別に定めるところにより、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員(以下「相談員」という。)を配置する。

- 2 職員は、相談員に対して苦情相談を行うほか、公平委員会に対しても苦情相談を行うことができる。

付 則

この要綱は、令和3年3月12日から施行する。